

◆ 通学区域（お住まいの校区）の学校を選択する場合

● 必要な手続き（3ページのスケジュールもご参照ください）

① 希望調査票を区役所に提出… ～10月31日（金）

58～59ページの記入例を参照しながら同封の希望調査票を記入し、区役所窓口サービス課まで郵送もしくは持参で提出してください。**10月31日（金） 締切・必着※**です。

※郵送の場合は「郵送にかかる日数」にご注意ください。

② 希望調査結果の通知を確認… 11月中旬

ご提出いただいた希望調査票の内容を確認していただくため、区役所より希望調査結果を通知します。

ご希望通りの学校が選択されているか確認してください。

記載内容に間違いがあったり、**11月14日（金）**になっても通知がない場合は、必ず区役所窓口サービス課までご連絡ください（電話06—4399—9963）。

③ 希望変更の申請… 11月14日（金）～20日（木）

この期間が希望する学校を変更する最後の機会となります。

通学区域外の学校を選択しなす場合は、5ページの〔③希望変更の申請〕にお進みください。

④～⑤は関係ありません（区役所が行う業務です）。

⑥ 就学指定校の通知（就学通知書）… 12月下旬

区役所から就学通知書が送付されます。

1～2月頃 …各小・中学校で入学前説明会が開催されますので参加してください。

◆ 通学区域（お住まいの校区）外の学校を選択する場合

● 留意点

次の点に留意し、ご本人を含めご家族でよく相談し、学校を選択してください。

- 希望変更申請期間終了後、希望校を変更・辞退することはできません。
- 通学区域外の学校が就学指定校となった後は、原則として通学区域の学校へ戻ることはできません。
- 通学区域外の小学校に入学しても「通っていた小学校の進学中学校」に優先的に進学することはできません。中学校に進学する際は「通学区域（お住まいの校区）の中学校」が就学指定校となるため、通学区域外の中学校を希望される場合は、再度選択していただく必要があります。
- 兄・姉が通学区域外の中学校に在学していても、弟・妹がその学校に優先的に入学することはできません。
- 子どもを安全に通学させる責任は保護者にあります。市立小・中学校の**通学手段は原則徒歩であり、自転車の利用は禁止です**。通学区域外の学校を選択する際は、自宅から希望校まで歩くなど、各ご家庭で通学経路・集団登校の取り扱い・時間等をご確認ください。そのうえで、通学の負担や安全等を考慮し、**学校のルールにそって卒業まで無理なく通学できる学校を保護者の責任において選択してください。**
- 学校案内や各学校のホームページ、学校公開・学校説明会で正しい情報を得るようにしてください。
- 市立の学校には教員の人事異動があります。人事異動により学校の特色や部活動（学校案内に記載の部活動は令和7年度のもので）の内容等に変更が生じることがあります。
- 学校行事や地域行事、PTA活動などに積極的に協力する意識をもって学校を選択してください。

● 必要な手続き (3ページのスケジュールもご参照ください)

① 希望調査票を区役所に提出… ～10月31日(金)

58～59ページの記入例を参照しながら同封の希望調査票を記入し、区役所窓口サービス課まで郵送もしくは持参で提出してください。**10月31日(金) 締切・必着※**です。

※郵送の場合は「郵送にかかる日数」にご注意ください。ご提出がない場合、通学区域の学校を選択したものとみなします。

② 希望調査結果の通知… 11月中旬

ご提出いただいた希望調査票の内容を確認していただくため、区役所より希望調査結果を通知します。

ご希望通りの学校が選択されているか確認してください。

記載内容に間違いがあったり、**11月14日(金)**になっても通知がない場合は、必ず区役所窓口サービス課までご連絡ください(電話06—4399—9963)。

また、各学校の希望状況を集計し、区のホームページにて公表します。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/category/3463-6-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)



③ 希望変更の申請… 11月14日(金)～20日(木)

この期間中、希望する学校を変更することができます(通学区域内の学校への変更も含む)。

この申請期間後は希望校を変更することはできません。**希望校が確定したあとは、通学区域の学校へ希望を戻すことができませんので、よく考えて手続きしてください。**

【申請方法】 東住吉区役所 窓口サービス課(区役所2階24番窓口)に来庁(9時～17時30分)

※14日(金)は9時～19時

※電話、郵送等での申請はできません。

④ 抽選の有無の通知… 11月下旬

通学区域以外の学校を希望された方全員に、抽選の有無を通知します。「通学区域外からの希望者数」が「通学区域外からの受入可能人数」を超えた学校は、抽選により入学予定者を決定します。なお、受入可能人数が0人だった場合は補欠登録を通知します。

また、変更申請(上記③希望変更の申請)の結果を反映した希望調査の最終集計結果及び、各校の受入可能人数等を区のホームページにて公表します。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/category/3463-6-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)



⑤ 抽選の実施… 12月3日(水)・8日(月)

第1希望者数が学校の受入可能人数を超える学校については抽選を行います。

◎やたなか小中一貫校

【抽選日】12月3日(水)

【時間】14時～

【会場】東住吉区役所 3階会議室

◎小中一貫校以外の小・中学校

【抽選日】12月8日(月)

【時間】14時～

【会場】東住吉区役所 3階区民ホール

- ・学校ごとに抽選を行います。希望者の順位を決め、受入可能人数までの順位が当選者となります。
- ・当選者は、当選した希望校が就学指定校となります(落選者は第1希望校の補欠となります)。
- ・第1希望者を受け入れてなお受入可能人数に達していない学校について、第2希望者の抽選を行います。ただし、第2希望者が全て受入可能な場合は抽選を行わず、第2希望校が就学指定校となります。

- ・第2希望校でも落選となった場合、または第2希望校の受入可能人数に空きがない場合は第1希望校の補欠となります。
- ・補欠登録者は、入学予定者の転出、国立・私立の学校等への入学などで希望校の受入可能人数に空きが生じた場合には、順次繰上げとなります。
- ・抽選は公開で行いますので、立ち会うことができます。なお、立ち会わない場合も抽選で不利になることはありません。

⑥ **就学指定校の通知(就学通知書) … 12月下旬**

区役所から就学通知書が送付されます。

また、抽選を行った各学校の抽選結果を区のホームページにて公表します。

就学通知書に記載された就学先の学校は、転居や国立・私立の学校等への入学などの特別の理由がある場合を除き変更できません。

また、**補欠登録となっている方の就学通知書には、通学区域校が記載されています。**補欠繰り上げについては、下記の⑦補欠の繰上げをご覧ください。

1～2月頃 …各小・中学校で入学前説明会が開催されますので参加してください。

⑦ **補欠の繰り上げ… 小学校…2月6日(金) まで・中学校…2月13日(金) まで**

小学校は令和8年2月6日(金) まで、中学校は2月13日(金) までに転出や国立・私立の学校等への入学などで受け入れ人数に空きが生じた場合、順次、補欠登録者の繰り上げを行います。

繰り上げで当選された方へは、繰り上げの意思確認を行ったうえで、先に発行した就学通知書に換えて、新たに繰り上げ後の就学通知を発行いたします。

補欠登録を辞退し、通学区域の学校への就学を希望される場合は辞退届を区役所窓口サービス課まで提出してください。

MEMO
